

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令

第4条第2項

都道府県知事は、前項の認定の申請があつた場合において、当該変更に係る事項が法第4条第4項各号の要件を満たす場合に限り、前項の認定をするものとする。

※ 法第4条第4項各号は、「合理化計画の認定」を参照してください。

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について

第4の3

合理化計画の変更及び取消し

(1) 認定に係る合理化計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、都道府県知事の認定を受けることとされた。(令第4条第1項) 令第4条第1項の農林水産大臣の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

ア 事業の経営改善又は木材の生産部門若しくは流通部門の構造改善の基本的方向の変更

イ 木材産業等高度化推進資金(第7の3に規定する木材産業等高度化推進資金をいう。)を利用して行う事業費総額の3割以上の変更

(2) 都道府県知事は、合理化計画の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が法第4条第4項各号の要件を満たしているかどうかを審査して、認定するものとする。(令第4条第2項)

(3) 都道府県知事は、合理化計画の認定を受けた者が当該認定に係る合理化計画に従って木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされた。(令第4条第3項)